

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表Ⅱ区分014(2)を次のように改める。

(2) 削除

別表Ⅱ区分087に次のように加える。

(6) 痔瘻<sup>しゅうろう</sup>除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型 1,980,000円

別表Ⅱ区分111を次のように改める。

111 埋込型輸液ポンプ用髄腔<sup>くう</sup>カテーテル

(1) 標準型 69,100円

(2) 強化型 85,000円

別表Ⅱ区分114(2)に次のように加える。

⑥ 温度センサー付き 88,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分157中「胃十二指腸用ステントセット」を「消化管用ステントセット」に改める。

別表Ⅱに次のように加える。

169	血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー	171,000円
-----	--------------------	----------